

# 大学研究倫理委員会への手続き

追手門学院大学では、研究が社会の信頼を得つつ適正に推進されるよう、本学所属の研究者が研究を遂行する上で遵守すべき規準として「追手門学院大学研究倫理規程」を定めるとともに、「追手門学院大学研究倫理委員会」を設置し、学内で行われる研究活動の倫理審査を行っています。

## 1. 審査対象

本学専任教員、本学学部生・大学院生が実施する人を対象とする研究が審査対象となります。他機関から依頼されたものも含まれます。

## 2. 申請者

申請者は以下の通りです。共同研究の場合は研究責任者が代表で申請してください。

- ①本学専任教員
- ②本学学部生・大学院生

## 3. 申請にあたって

当該研究を開始する最低2ヶ月前までに必要書類を添えて、コラボフロー「研究制度申請届・変更届」から提出してください。申請にあたっては、「チェックシート」（様式1・2）でのセルフチェックを行なってください。

## 4. 審査スケジュール

審査は原則月1回行ないます。

毎月末に申請を締め切ります（休日の場合は、休日終了後の最初の平日）。

## 5. 審査結果

審査結果は申請者へメールで通知します。

申請のあった翌々月を目途に結果をお知らせしますが、申請内容によっては時間を要する場合があります。

## 6. 報告書の提出

研究終了後には必ず「研究終了報告書」（様式5）を提出してください。